

平成 29 年度版

# 瑞浪市の環境

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日実績)



瑞浪市

# 目 次

## 第 1 章 瑞浪市の概況

1. 市勢概要 . . . . . 1
2. 公害等に関する苦情 . . . . . 1

## 第 2 章 大気環境

1. 大気汚染 . . . . . 3
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 3
3. 大気環境測定 . . . . . 3
  - ① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) . . . . . 4
  - ② 浮遊粒子状物質 (SPM) . . . . . 5
  - ③ 風向・風速 . . . . . 6
  - ④ 光化学オキシダント . . . . . 7

## 第 3 章 水環境

1. 水質汚濁 . . . . . 8
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 8
3. 土岐川水系河川水質調査 . . . . . 8
  - ① 竜吟湖流入水の水質変化 . . . . . 13
  - ② 竜吟湖余水吐の水質変化 . . . . . 14
  - ③ 土岐川(県神川合流前)の水質変化 . . . . . 15
  - ④ 土岐川(和合)の水質変化 . . . . . 16

## 第 4 章 土壌環境

1. 土壌汚染 . . . . . 17
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 17
  - ① 一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査 . . . . . 17

## 第 5 章 騒音・振動

1. 騒音・振動問題 . . . . . 18
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 18
3. 環境騒音定点観測 . . . . . 18
4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況 . . . . . 21
5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況 . . . . . 22

## 第 6 章 悪臭

1. 悪臭問題 . . . . . 23
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 23

## 第 7 章 廃棄物処理

1. 廃棄物問題 . . . . . 24
2. 瑞浪市の状況 . . . . . 24
3. 資源集団回収事業に対する奨励金交付状況 . . . . . 27
4. 生ごみ堆肥化装置に対する補助金交付状況 . . . . . 27

## 資料

# 第1章 瑞浪市の概況

## 1. 市勢概要

瑞浪市（以下「本市」という。）は、岐阜県の南東部に位置し、古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治・経済・文化が流入して栄えた歴史のある街です。現在は、東西に国道19号、中央自動車道、JR 中央本線が走り、南北には東海環状自動車道が中央自動車道に接続しており、交通アクセスに大変恵まれています。また、面積の約70%を山林が占め、緑豊かな自然を有した環境となっています。

本市は、豊かで快適な自然環境を保全・創造するため、平成11年12月に「瑞浪市環境基本条例」を制定しました。そして、平成14年3月には「瑞浪市環境基本計画」、平成25年3月には「第二次瑞浪市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとに協働して環境保全活動に取り組んでいます。

## 2. 公害等に関する苦情

平成28年度に環境課に寄せられた苦情件数は、合計112件で、項目のその他を除いて件数が多かったのは、大気と不法投棄に関する苦情でした。大気では、野焼きについての苦情が多く、田園地域の住宅地化など、地域環境の変化が原因と思われます。また不法投棄では、市の総面積の約7割を森林が占めており、ポイ捨てや大型家電製品の不法投棄が問題となっています。このほか、近年は、あき地に繁茂する雑草や野良猫など、市民生活に関する苦情が、増加傾向にあります。

表1. 過去5年間の苦情件数の推移

項目 \ 件数	H24	H25	H26	H27	H28
大気※1	23	18	11	14	22
水質	18	13	8	4	10
土壌	1	0	0	1	0
騒音・振動	2	3	1	1	2
悪臭	11	4	2	4	7
不法投棄	58	43	35	10	22
その他※2	78	131	104	40	49
合計	191	212	161	74	112

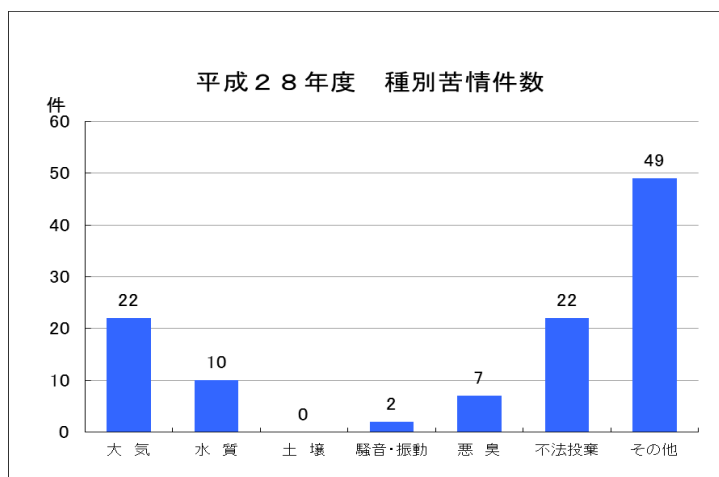
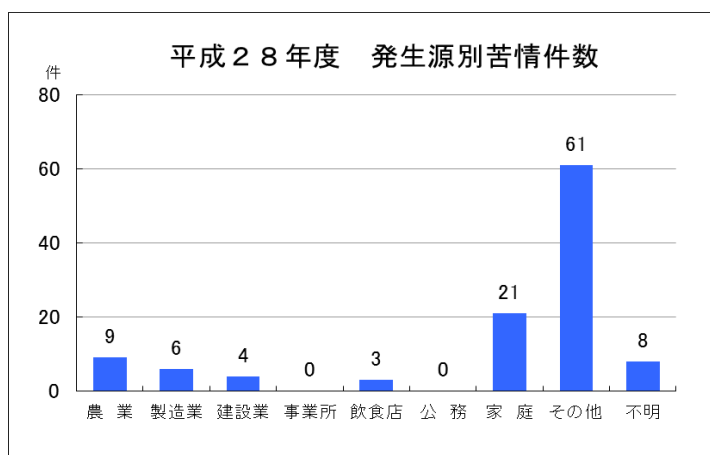
※1 野焼きに関する苦情を含む。

※2 あき地に繁茂する雑草、動物の飼育マナー、動物の死骸処理等。

表 2. 発生源別の苦情件数（平成 28 年度）

種 別	発生源									計
	農 業	製 造 業	建 設 業	事 業 所	飲 食 店	公 務	家 庭	そ の 他	不 明	
大 気	9	0	1	0	0	0	3	9	0	22
水 質	0	2	0	0	0	0	0	3	5	10
土 壌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音・振動	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
悪 臭	0	4	0	0	1	0	0	0	2	7
不法投棄	0	0	3	0	1	0	18	0	0	22
その他	0	0	0	0	0	0	0	49※	0	49
計	9	6	4	0	3	0	21	61	8	112

※うち空き地に繁茂する雑草：39件



## 第2章 大気環境

### 1. 大気汚染

大気汚染の原因物質は、工場や事業場から排出される煙や自動車の排気ガスに含まれている硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、一酸化炭素（CO）や粉じんなどの有害物質です。また、大気中に放出された窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される光化学オキシダントも大気汚染の原因となります。

近年は、規制の強化、工場や事業場における公害対策により、大規模な大気汚染の発生は、見られませんが、突発的な事故や、光化学オキシダントによる被害等の防止に努める必要があります。

### 2. 瑞浪市の状況

本市では、大規模な大気汚染の被害は、報告されていませんが、野焼きに関する苦情が22件寄せられました。家庭ごみ等の野焼きは、法律で禁止されていますので、警察と連携を取りながら、大気の保全に努めています。

### 3. 大気環境測定

本市では、岐阜県と協力して市役所に設置された大気環境測定器により、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、風向・風速の常時観測を行っています。

また、岐阜県では多治見市笠原町の測定局で東濃西部地域（多治見市、土岐市、瑞浪市）の光化学オキシダント濃度、県内12ヶ所（東濃地域では多治見市、恵那市）で空間放射線量を測定しています。

① 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）とは、化石燃料の燃焼に伴って発生する無色・刺激性の強いガスで、目や粘膜質、気道に対する刺激作用があります。

環境基準では、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であることとされています。

平成28年度に環境基準を超えた日はありませんでした。

表3. 平成28年度 二酸化硫黄濃度の測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

項目 月	有効測定 日数 (日)	非有効測定 日数 (日)	1時間値 の月平均 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 の日平均値 の最高値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
4	30	0	0.003	0.008	0.004	0	0
5	31	0	0.004	0.013	0.009	0	0
6	29	1	0.005	0.010	0.006	0	0
7	31	0	0.005	0.012	0.009	0	0
8	31	0	0.005	0.011	0.008	0	0
9	30	0	0.003	0.010	0.006	0	0
10	31	0	0.003	0.007	0.004	0	0
11	30	0	0.002	0.005	0.003	0	0
12	26	5	0.002	0.006	0.003	0	0
1	31	0	0.002	0.006	0.003	0	0
2	28	0	0.003	0.007	0.004	0	0
3	31	0	0.003	0.008	0.005	0	0
合計	359	6	—	—	—	0	0

表4. 過去5年間の二酸化硫黄濃度の経年変化（1時間値の年平均値）

年度 測定箇所	H24	H25	H26	H27	H28	平均
瑞浪市役所 (ppm)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.0034

※計測期間：当該年度の4月1日から3月31日まで

② 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）とは、自重で落下せず、大気中で浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいい、自動車等の排気ガスに含まれます。吸入すると気道や肺胞に沈着し、人の健康に影響を与えることがあります。

環境基準では、1時間値の1日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であることとされています。

平成28年度に環境基準を超えた日はありませんでした。

表5. 平成28年度 浮遊粒子状物質測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

項目 月	有効測定 日数 (日)	非有効測定 日数 (日)	1時間値 の月平均 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値 の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値 の日平均値 の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた時間数 (時間)	日平均が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)
4	30	0	0.013	0.054	0.027	0	0
5	31	0	0.017	0.058	0.031	0	0
6	30	0	0.013	0.045	0.024	0	0
7	31	0	0.004	0.083	0.018	0	0
8	31	0	0.004	0.084	0.010	0	0
9	25	5	0.002	0.050	0.009	0	0
10	0	31				0	0
11	9	21	0.008	0.038	0.015	0	0
12	26	5	0.008	0.033	0.016	0	0
1	31	0	0.008	0.040	0.020	0	0
2	28	0	0.007	0.042	0.022	0	0
3	31	0	0.011	0.041	0.027	0	0
合計	303	0	—	—	—	0	0

表6. 過去5年間の浮遊粒子状物質の経年変化（1時間値の年平均値）

測定箇所 年度	H24	H25	H26	H27	H28	平均
瑞浪市役所 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.014	0.014	0.013	0.013	0.009	0.013

※計測期間：当該年度の4月1日から3月31日まで

### ③ 風向・風速

本市（市役所周辺）では、年間を通して北東風、西風がよく吹き、秋から春にかけてわずかに風が強くなります。

表 7. 平成 28 年度 風速測定結果（測定場所：瑞浪市役所）

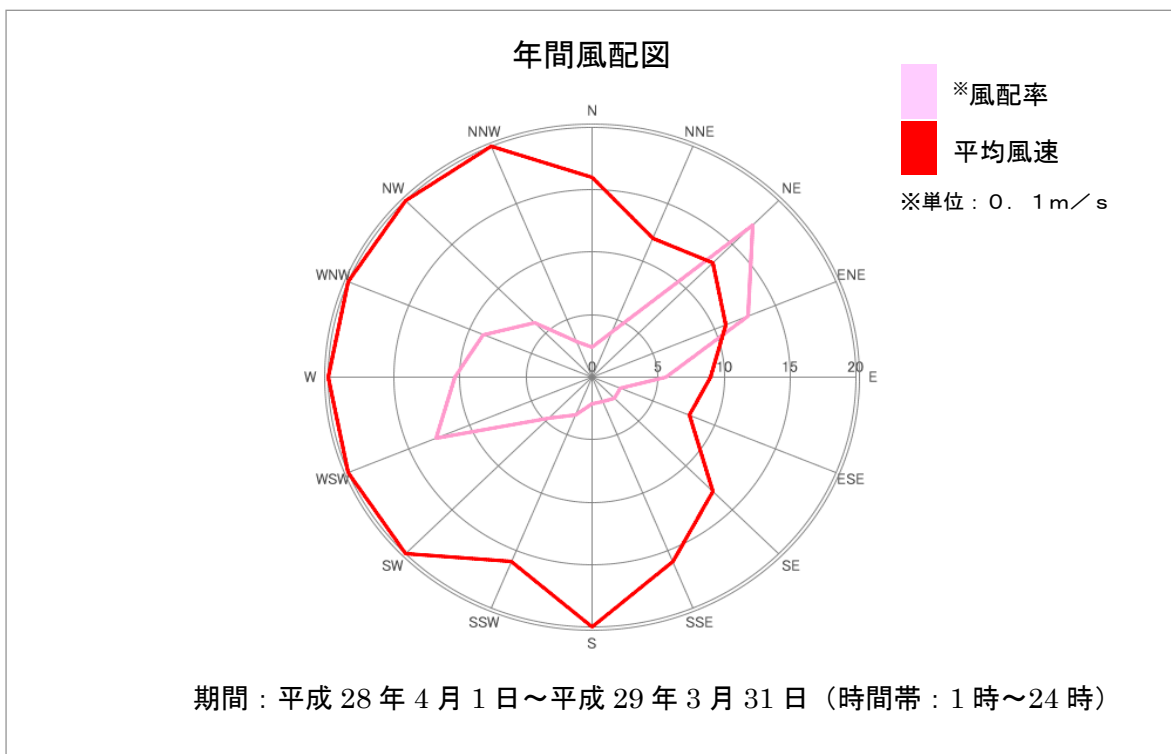
	H28												平均
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H29			
1 時間値の の平均値 (m/s)	1.8	1.8	1.4	1.5	1.5	1.2	1.3	1.5	1.4	1.2	1.4	1.4	1.4
1 時間値の の最高値 (m/s)	8.8	6.8	6.7	5.2	6.9	6.4	8.3	6.8	8.6	6.3	6.3	5.6	—
1 時間値の の最低値 (m/s)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—

※風速 0.7～1.7m：風向きは煙がなびくのでわかる。

風速 1.8～3.3m：顔に風を感じる。

風速 3.4～7.4m：砂埃がたつ。

風速 7.5～9.8m：葉のある樹木が揺れ始める。



※風配率：風向の出現頻度を百分率で表したもの



#### ④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や炭化水素などが、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質で、光化学スモッグの原因物質です。光化学オキシダントが発生しやすい気象条件は、日差しが強く、風が弱く、気温が高い日です。

光化学オキシダントが高濃度になると、目の刺激、のどの痛みあるいは呼吸困難といった被害が発生することがありますが、ほとんどが比較的軽症で一過性のものです。

環境基準は0.06ppmとなっており、1時間値が0.1ppmを越えると光化学スモッグ予報が発令され、0.12ppmを超えると光化学スモッグ注意報が発令されます。

予報・注意報が発令された場合は、外出をできるだけ避け、屋外での活動を控えてください。目や喉などに刺激を感じた場合は、洗眼やうがいをするとともに、最寄りの保健所に連絡してください。平成28年度は、東濃西部地域において光化学スモッグ予報が3度、注意報が1度発令されました。

表8. 平成28年度 光化学スモッグ予報・注意報発令状況（測定場所：笠原測定局）

	基準値	発令日
予報	0.10ppm以上	5/24、7/21、8/18
注意報	0.12ppm以上	8/18
警報	0.40ppm以上	なし

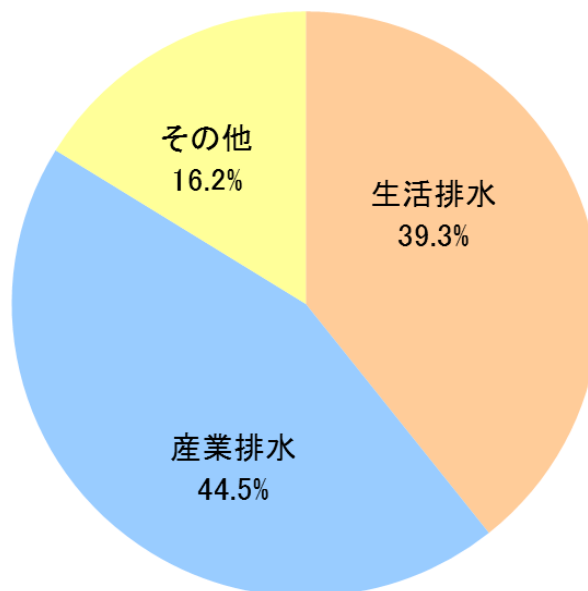
## 第3章 水環境

### 1. 水質汚濁

高度成長時代（昭和40年代）、河川汚染の原因は、事業系排水でした。その後、法律で厳しく規制されたことにより、近年では、水質は大きく改善されています。現在、問題になっているのは、規制のない私たちが毎日排出する生活雑排水です。なかでも、台所からの排水が一番の汚染源と言われています。

近年では、ダイオキシン類等による地下水汚染が全国的な問題になるなど、新たな問題も発生しています。

河川の汚濁原因



※ 平成28年度版  
岐阜県環境白書より

### 2. 瑞浪市の状況

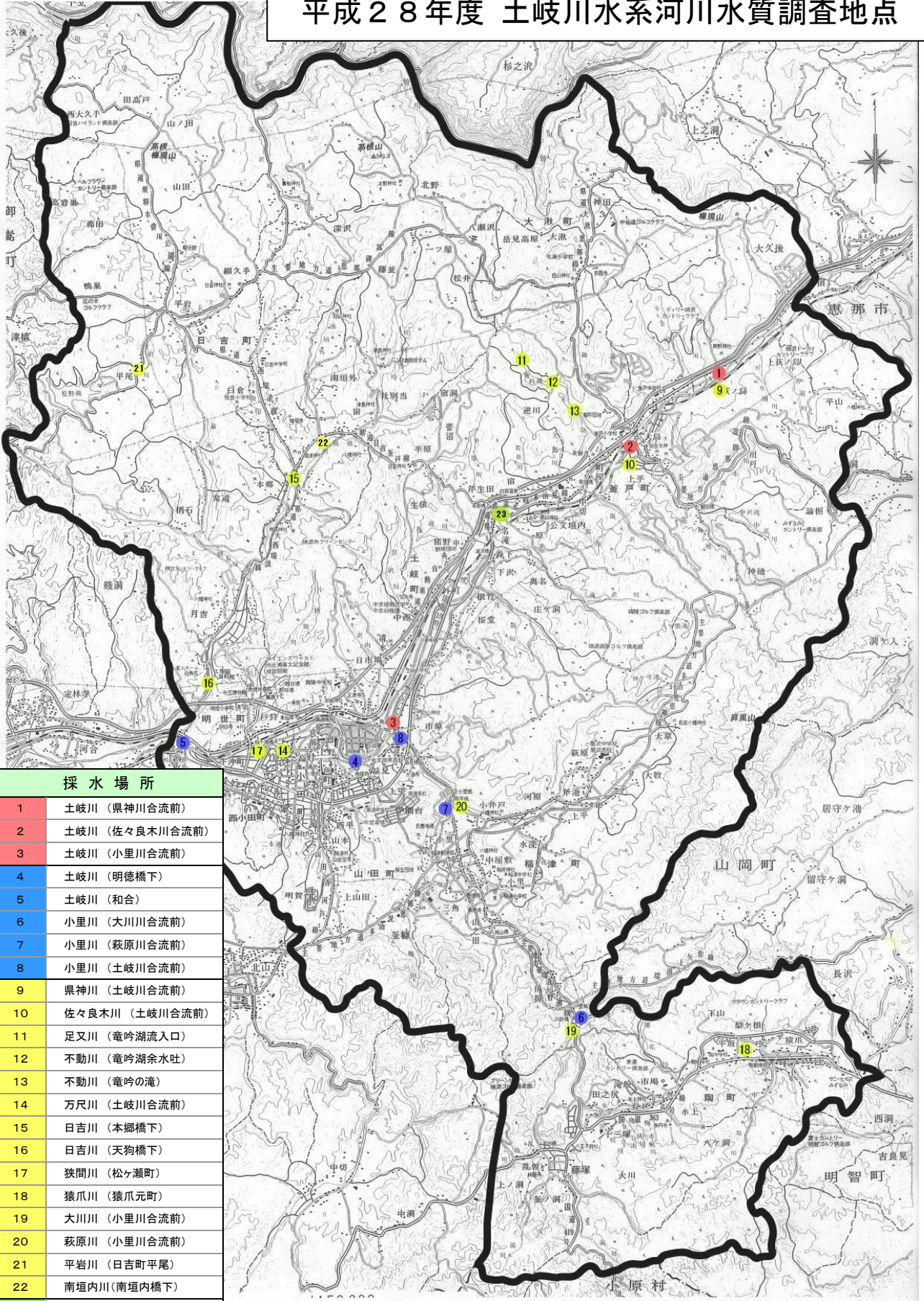
土岐川は、かつて白濁していましたが、水質汚濁防止法の施行や汚水処理技術の進歩、汚水排出元である工場等の努力により、水質はたいへん改善され、白濁する前の土岐川になっています。

本市では、生活排水対策として、公共下水道・農業集落排水の整備、および合併浄化槽の設置補助を行い、水質の改善に取り組んでいます。

### 3. 土岐川水系河川水質調査

本市では、河川の水質を監視するため、毎年、土岐川水系河川の水質検査を実施しています。平成28年度は、22箇所では生活環境項目等11項目（一部13項目）の水質検査を、夏期・冬期にそれぞれ1回ずつ実施しました。また、神明水（釜戸町にある湧水池）で12項目の水質検査を1回実施しました。

# 平成28年度 土岐川水系河川水質調査地点



採水場所	
1	土岐川（県神川合流前）
2	土岐川（佐々良木川合流前）
3	土岐川（小里川合流前）
4	土岐川（明德橋下）
5	土岐川（和合）
6	小里川（大川川合流前）
7	小里川（萩原川合流前）
8	小里川（土岐川合流前）
9	県神川（土岐川合流前）
10	佐々良木川（土岐川合流前）
11	足又川（竜吟湖流入口）
12	不動川（竜吟湖余水吐）
13	不動川（竜吟の滝）
14	万尺川（土岐川合流前）
15	日吉川（本郷橋下）
16	日吉川（天狗橋下）
17	狭間川（松ヶ瀬町）
18	猿爪川（猿爪元町）
19	大川川（小里川合流前）
20	萩原川（小里川合流前）
21	平岩川（日吉町平尾）
22	南垣内川（南垣内橋下）
23	神名水

表9. 土岐川水系河川水質調査結果（平成28年8月2日（火） 天候 当日：晴れ 前日：雷雨）

調査箇所		項目	pH	SS	透視度	COD	BOD	DO	大腸菌群数	ABS	塩素イオン	全窒素	全リン	アンモニ ア性窒素	クロロフイ ル a
				(mg/l)	(cm)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(μg/l)
土岐川(小里川 合流点より上流)	1 土岐川（県神川合流前）	7.0	5.6	85	2.5	2.9	10	24,000	0.04	4.2	1.3	0.06			
	2 土岐川（佐々良木川合流前）	7.4	5.2	100<	4.0	2.7	9.9	54,000	0.02	4.7	1.5	0.06			
	3 土岐川（小里川合流前）	7.1	12	67	6.4	3.1	10	54,000	0.04	3.9	0.79	0.08			
環境基準 A類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—	—	—	—	
土岐川(小里川 合流点より下流)	4 土岐川（明德橋下）	7.6	5.2	92	4.9	2.5	7.5	160,000	0.04	4.2	0.85	0.07			
	5 土岐川（和合）	7.6	3.2	88	4.7	2.9	10	160,000	0.03	4.0	0.89	0.08			
小里川	6 小里川（大川川合流前）	7.5	4.8	100<	4.0	2.3	7.1	54,000	0.08	3.7	1.1	0.05			
	7 小里川（萩原川合流前）	7.8	3.2	100<	3.5	4.5	7.3	54,000	0.03	4.1	0.79	0.05			
	8 小里川（土岐川合流前）	7.5	3.2	100<	4.8	3.6	8.3	160,000	0.02	4.7	0.67	0.06			
環境基準 B類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	3 以下	5 以上	5,000 以下	—	—	—	—	—	—	
その他の支流 ※類型指定なし	9 県神川（土岐川合流前）	7.3	3.2	100<	9.8	2.7	9.4	54,000	0.033	53	4.6	0.04			
	10 佐々良木川（土岐川合流前）	7.1	2.4	100<	4.8	3.2	9.9	54,000	0.03	2.9	1.0	0.04			
	11 足又川（竜吟湖流入口）	6.9	14	66	5.4	3.9	10	160,000<	0.02	2.8	1.1	0.06			
	12 不動川（竜吟湖余水吐）	6.9	20	37	7.4	6.1	10	160,000	0.02	3.1	1.4	0.14	0.10	0.02	
	13 不動川（竜吟の滝）	6.9	20	35	8.4	3.0	9.7	160,000	0.04	2.7	1.2	0.11	0.11	0.042	
	14 万尺川（土岐川合流前）	8.0	3.2	88	7.0	2.9	9.0	92,000	0.02	2.8	1.0	0.10			
	15 日吉川（本郷橋下）	7.4	5.6	61	5.1	3.8	7.8	24,000	0.04	2.3	1.4	0.09			
	16 日吉川（天狗橋下）	7.4	5.2	78	7.0	3.6	8.1	24,000	0.04	2.8	1.2	0.10			
	17 狭間川（松ヶ瀬町）	7.6	2.0	100<	3.6	2.7	6.8	160,000	0.05	16	1.4	0.07			
	18 猿爪川（猿爪元町）	7.5	2.4	100<	3.4	2.5	6.7	92,000	1.02	3.2	0.92	0.08			
	19 大川川（小里川合流前）	7.4	2.8	100<	4.6	4.5	8.5	24,000	0.04	5.0	1.3	0.04			
	20 萩原川（小里川合流前）	7.7	4.0	100<	4.4	2.5	7.3	35,000	0.03	3.2	0.92	0.07			
	21 平岩川（日吉町平尾）	7.3	4.4	84	7.2	2.9	7.4	54,000	0.03	3.7	1.8	0.16			
	22 南垣内川(南垣内橋下)	7.5	4.8	73	5.3	2.9	7.4	54,000	0.03	3.7	1.8	0.11			

表 10. 土岐川水系河川水質調査結果（平成 29 年 2 月 20 日（月） 天候 当日：曇り 前日：晴れ）

調査箇所		項目	pH	SS	透視度	COD	BOD	DO	大腸菌群数	ABS	塩素イオン	全窒素	全リン	アンモニ ア性窒素	クロロフィ ル a
				(mg/l)	(cm)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(μg/l)
土岐川(小里川 合流点より上流)	1 土岐川（県神川合流前）	7.4	1.6	100<	1.0	2.4	13	1300	0.03	5.1	0.94	0.02			
	2 土岐川（佐々良木川合流前）	7.6	2.0	100<	1.8	2.8	12	2,200	0.03	6.0	1.2	0.06			
	3 土岐川（小里川合流前）	7.3	2.4	100<	2.1	3.5	13	3,500	0.03	6.3	0.87	0.03			
環境基準 A類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—	—	—	—	
土岐川(小里川 合流点より下流)	4 土岐川（明徳橋下）	7.6	2.4	100<	1.8	3.1	12	3,500	0.03	4.8	0.86	0.02			
	5 土岐川（和合）	7.4	2.8	100<	2.7	4.0	12	24,000	0.03	6.6	1.0	0.04			
小里川	6 小里川（大川川合流前）	7.4	2.0	100<	3.9	4.1	11	2,400	0.02	5.2	1.0	0.03			
	7 小里川（萩原川合流前）	7.5	2.0	100<	1.6	2.1	12	2,400	0.03	4.7	0.68	0.03			
	8 小里川（土岐川合流前）	7.3	2.4	100<	2.4	3.4	13	2400	0.03	5.1	0.85	0.02			
環境基準 B類型		6.5~8.5	25 以下	—	—	3 以下	5 以上	5,000 以下	—	—	—	—	—	—	
その他の支流 ※類型指定なし	9 県神川（土岐川合流前）	6.0	1.2	100<	15	21	11	230	0.04	56	6.8	0.04			
	10 佐々良木川（土岐川合流前）	7.4	3.6	100<	1.0	2.5	12	790	0.03	2.8	0.86	0.02			
	11 足又川（竜吟湖流入入口）	7.4	2.8	100<	3.9	4.0	11	790	0.02	3.6	1.1	0.03			
	12 不動川（竜吟湖余水吐）	7.3	6.0	77	4.8	4.3	12	490	0.03	4.0	1.1	0.03	0.20	0.004	
	13 不動川（竜吟の滝）	7.2	2.8	100<	2.7	4.0	11	230	0.03	3.7	1.1	0.01	0.06	0.005	
	14 万尺川（土岐川合流前）	7.9	1.2	100<	2.1	3.6	13	790	0.04	3.8	0.60	0.01 未満			
	15 日吉川（本郷橋下）	7.6	1.6	100<	3.0	3.5	11	790	0.03	2.9	1.3	0.02			
	16 日吉川（天狗橋下）	7.7	3.2	100<	3.2	3.9	12	2,400	0.03	3.9	0.72	0.01 未満			
	17 狭間川（松ヶ瀬町）	7.3	2.0	100<	3.7	3.9	10	2400	0.02	28	0.39	0.01 未満			
	18 猿爪川（猿爪元町）	7.4	2.4	100<	2.9	3.6	10	3,500	0.05	4.8	1.1	0.11			
	19 大川川（小里川合流前）	7.3	3.2	100<	2.5	3.3	11	1,300	0.03	3.2	0.72	0.03			
	20 萩原川（小里川合流前）	7.4	1.6	100<	4.1	5.8	10	1,300	0.03	3.4	1.0	0.04			
	21 平岩川（日吉町平尾）	7.4	1.0	100<	3.7	4.1	11	1,300	0.02	3.9	1.7	0.01			
	22 南垣内川(南垣内橋下)	7.7	1.2	100<	2.0	3.4	11	3,500	0.04	3.0	0.87	0.05			

表 1 1. 神明水の水質検査結果（平成 2 8 年 8 月 2 日（火） 天候 当日：晴れ 前日：雷雨）

項 目	測 定 値	水道水における基準値※
水温（℃）	29. 6	—
pH	8. 2	5. 8～8. 6
塩化物イオン（mg/l）	35	200以下
亜硝酸性窒素（mg/l）	0. 01未満	10以下
硝酸性窒素（mg/l）	0. 01未満	10以下
全有機炭素(TOC)（mg/l）	0. 5未満	5以下
鉄及びその化合物（mg/l）	0. 04	0. 3以下
濁度（度）	0. 42	2以下
色度（度）	1. 0未満	5以下
味	異常なし	異常でないこと
臭気	硫黄臭	異常でないこと
大腸菌群数（MPN/100ml）	35,000	検出されないこと
一般細菌(CFU/ml)	96	100以下

pH、大腸菌群数以外は、河川、湖沼の環境基準はありません。

※神明水は飲料水ではありませんが、参考までに水道水質検査項目による基準値と比較しています。

① 竜吟湖流入水の水質変化

竜吟湖流入水の水質について、pH・BOD・DO・全窒素は、概ね横ばいで、SS、全リンが増加しました。

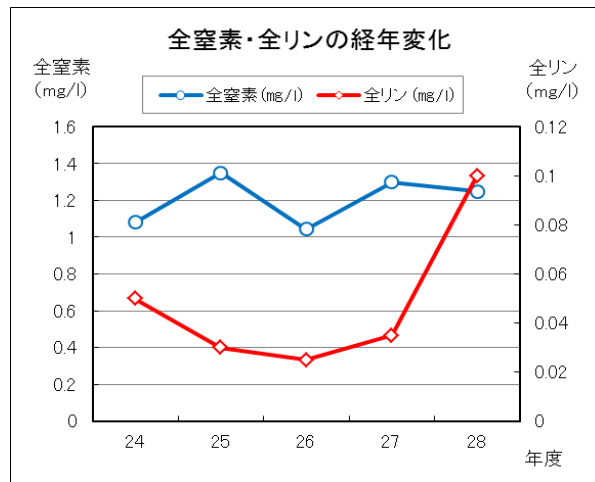
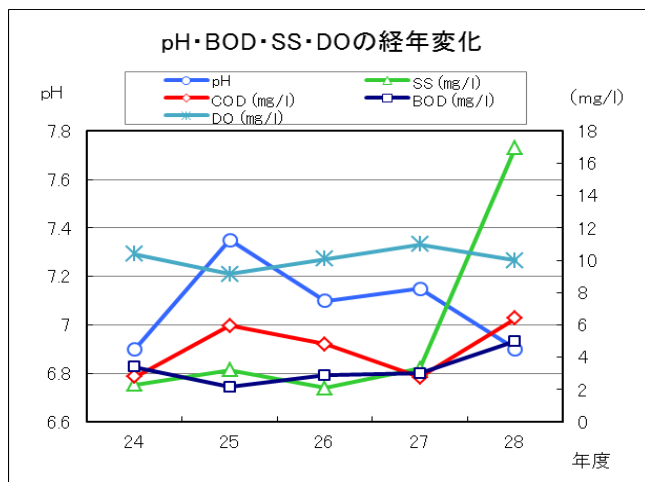


表 1 2. 竜吟湖流入水の水質経年変化（年 2 回調査の平均値）

項目	H24	H25	H26	H27	H28
pH	6.9	7.4	7.1	7.2	6.9
SS (mg/l)	2.3	3.2	2.1	3.3	17.0
BOD (mg/l)	2.8	2.15	2.88	3.0	5.0
COD (mg/l)	3.4	6.0	4.8	2.8	6.4
DO (mg/l)	10.4	9.15	10.0	11.0	10.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1,045	12,850	7,575	46,400	160,000<
ABS (mg/l)	0.13	0.075	0.058	0.07	0.020
塩素イオン (mg/l)	4.1	3.55	2.98	2.8	3.0
全窒素 (mg/l)	1.08	1.35	1.05	1.3	1.25
全リン (mg/l)	0.050	0.03	0.025	0.035	0.10

## ② 竜吟湖余水吐の水質変化

竜吟湖余水吐の水質について、pH・BOD・DO・全窒素は、概ね横ばいで、SS、全リンが増加しました。

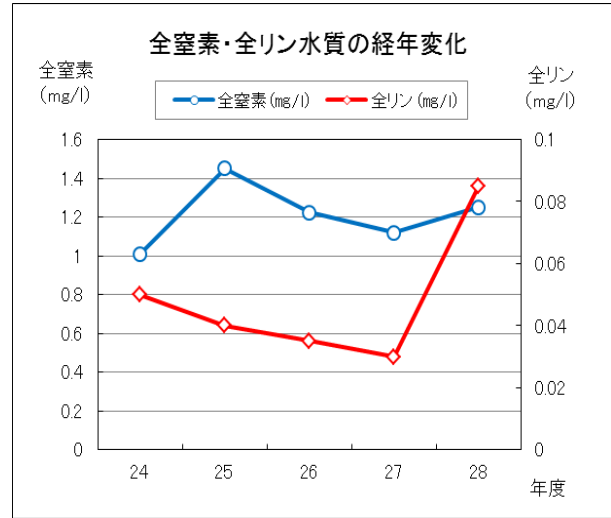
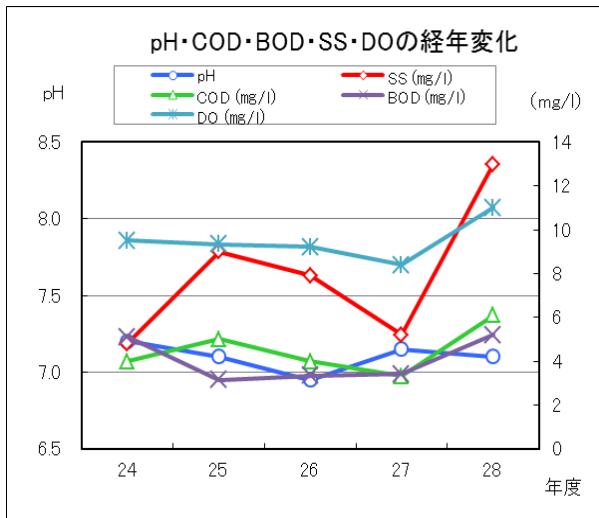


表 1 3. 竜吟湖余水吐の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
pH	7. 2	7. 1	6. 95	7. 2	7. 1
SS (mg/l)	4. 8	9. 0	7. 9	5. 2	13
BOD (mg/l)	4.0	3. 15	3. 3	3. 4	6. 1
COD (mg/l)	5. 1	5. 0	4. 0	3. 3	5. 2
DO (mg/l)	9. 5	9. 35	9. 225	8. 4	11
大腸菌群数 (MPN/100ml)	12, 850	4, 200	3, 750	80, 650	80, 245
ABS (mg/l)	0. 11	0. 18	0. 12	0. 07	0. 025
塩素イオン (mg/l)	3. 6	3. 4	3. 0	2. 5	3. 6
全窒素 (mg/l)	1. 01	1. 45	1. 23	1. 12	1. 25
全リン (mg/l)	0. 050	0. 04	0. 035	0. 03	0. 085



### ③ 土岐川（県神川合流前）の水質変化

土岐川（県神川合流前）の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

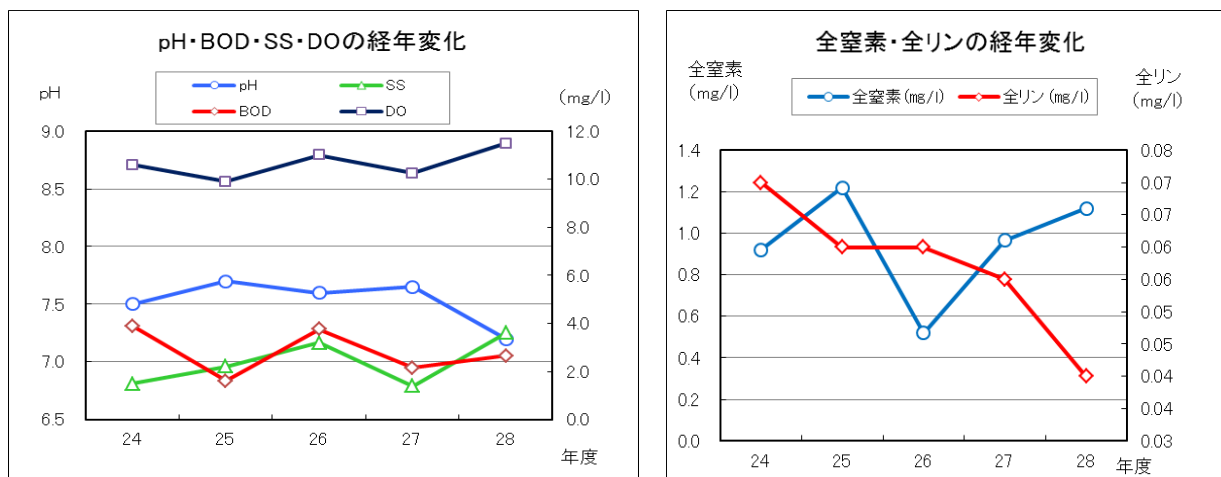


表 1 4. 土岐川（県神川合流前）の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
pH	7.5	7.7	7.6	7.7	7.2
SS (mg/l)	1.5	2.2	3.2	1.4	3.6
BOD (mg/l)	1.9	2.8	3.8	2.15	2.65
COD (mg/l)	3.9	1.6	1.7	1.8	1.8
DO (mg/l)	10.6	9.9	11	10.3	11.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	2,350	3,600	4,600	12,400	12,650
ABS (mg/l)	0.13	0.07	0.04	0.04	0.04
塩素イオン (mg/l)	7.0	4.6	5.0	3.0	4.7
全窒素 (mg/l)	0.92	1.22	0.52	0.97	1.12
全リン (mg/l)	0.070	0.06	0.06	0.06	0.04

#### ④ 土岐川（和合）の水質変化

土岐川（和合）の水質について、pH・BOD・SS・DO・全窒素は、概ね横ばいで、全リンが減少傾向にあります。

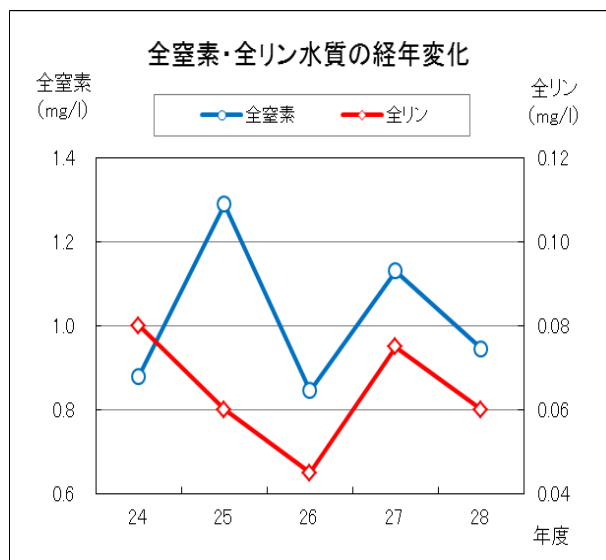
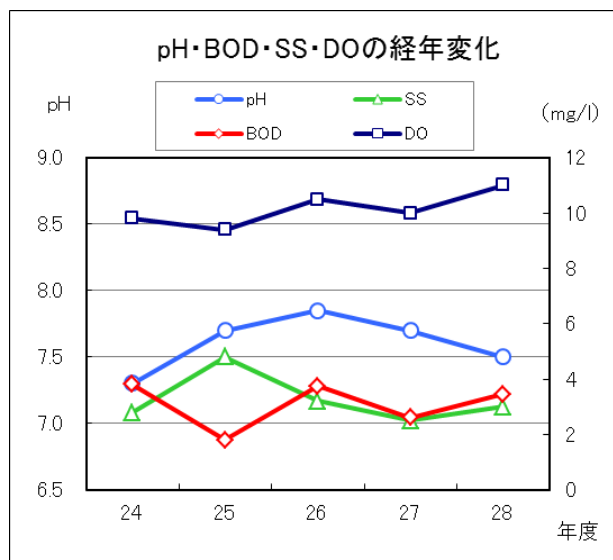


表 1 4. 土岐川（和合）の水質変化（年 2 回調査の平均値）

項目 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
pH	7.3	7.7	7.9	7.7	7.5
SS (mg/l)	2.8	4.8	3.2	2.5	3.0
BOD (mg/l)	3.8	1.8	3.8	2.6	3.45
COD (mg/l)	2.2	4.5	2.1	2.2	3.7
DO (mg/l)	9.8	9.4	10.5	10.0	11.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	5,150	10,450	4,600	10,150	92,000
ABS (mg/l)	0.14	0.10	0.04	0.06	0.03
塩素イオン (mg/l)	7.1	4.8	5.5	3.8	5.3
全窒素 (mg/l)	0.88	1.29	0.85	1.13	0.95
全リン (mg/l)	0.08	0.06	0.05	0.08	0.06

## 第4章 土壤環境

### 1. 土壤汚染

土壤環境は、大気環境や水環境と密接な関係があり、物質循環や生態系の維持に欠くことの出来ない重要な機能を有しています。

土壤汚染の多くは、鉱山や工場等からの排水による水質汚濁や、ばい煙等による大気汚染に伴って発生します。

### 2. 瑞浪市の状況

#### ①一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査

本市では、瑞浪市クリーンセンターと瑞浪市衛生センターにおいて、毎年ダイオキシン類検査を実施しています。いずれの施設からも、基準値を超えるダイオキシン類は、確認されていません。

表 1 4. 一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類検査結果

施設名	測定箇所	測定値	基準値
瑞浪市クリーンセンター (H28.9.8~H29.1.26 測定)	1号炉排ガス	0.12 ng-TEQ/ g-dry	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	2号炉排ガス	0.37 ng-TEQ/ g-dry	5 ng-TEQ/ m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	ばいじん	1.7 ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry
	燃えがら	0.005 ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry
瑞浪市衛生センター (H28.10.27 測定)	排ガス	0.0056 ng-TEQ/ g-dry	10 ng-TEQ/ g-dry
	燃えがら	0.000019 ng-TEQ/ g-dry	3 ng-TEQ/ g-dry

## 第5章 騒音・振動

### 1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感をいだかせるような「好ましくない音」、「望ましくない音」のことをいいます。主なものとして、工場・事業場騒音、建設業騒音、自動車騒音、鉄道・飛行機等の騒音があります。また、近年では、カラオケ等による深夜営業店舗の騒音や、日常生活による近隣騒音も問題となっています。しかし、騒音問題には、心理的要因が強く影響し、個人の受け取り方に大きな差があるため、規制することが困難な感覚的公害といえます。

振動の原因は、多くの場合、騒音の発生元と同一です。振動は、工場の生産活動や自動車の通行等によって発生し、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

### 2. 瑞浪市の状況

平成28年度に環境課に寄せられた騒音・振動に関する苦情件数は2件でしたが、住宅地近隣においては、わずかな騒音・振動が、生活に影響を与えることがあるため、特に配慮が必要です。

### 3. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内4箇所における環境騒音定点観測を実施しています。平成28年度の測定結果は以下のとおりでした。

表15. 環境騒音定点観測の結果

測定地点	都市計画法の用途地域	環境基準の類型	測定日時		等価騒音レベル (dB)*	環境基準 (dB)
瑞浪市役所	第2種住居地域	B	10月19日	9:50~10:00	61.3	55
				14:00~14:10	59.8	
瑞浪市浄化センター	準工業地域	C	10月19日	10:20~10:30	54.4	60
				14:25~14:35	58.4	
土岐町12番地の1	商業地域	C	10月19日	10:50~11:00	62.7	60
				14:40~14:50	62.1	

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

表 16. 道路近傍騒音測定の結果

① 測定地点情報

測定地点	瑞浪市上野町 3 丁目 94 番地	都市計画法の用途地域	商業地
騒音規制法の区域区分	第3種規制区域	道路種別	都道府県道
路線名	県道上山田寺河戸線	道路構造	平面
車線数	2 車線	低騒音舗装の有無	なし
遮音壁の有無	なし	住居等からの距離	1m
車道端からの距離	4m		

② 道路状況調査結果(平成 28 年 10 月 20 日)

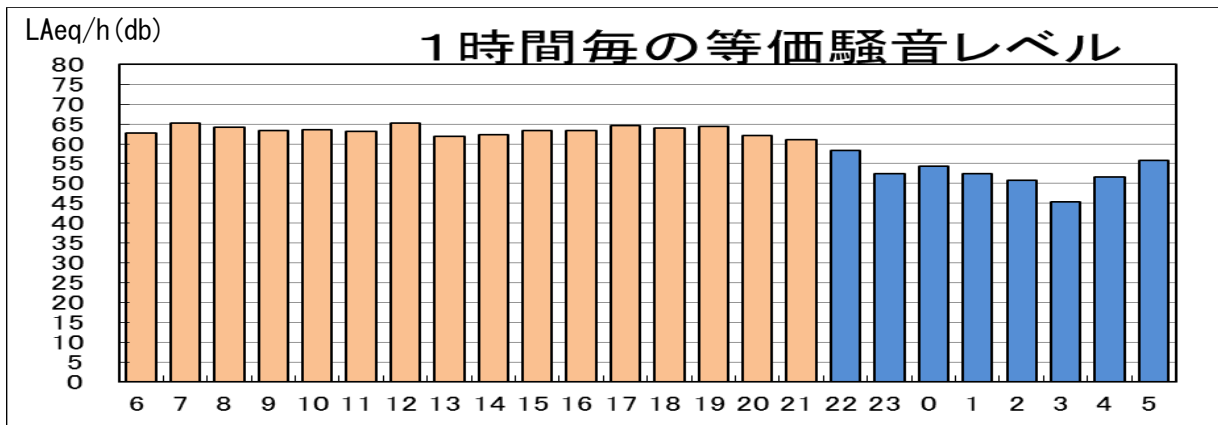
測定時刻	測定側車線 10 分間の交通量				反対側車線 10 分間の交通量				等価騒音レベル (dB)	後背地 <sup>※</sup> の等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
	大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪			
9:00	0	1	29	0	1	1	22	0	64.2	57.9	65
15:00	0	1	23	1	0	2	24	2	63.3	56.8	65
22:00	0	0	7	0	0	0	11	0	58.9	51.8	60
23:40	0	0	2	0	0	0	3	0	51.8	44.4	60

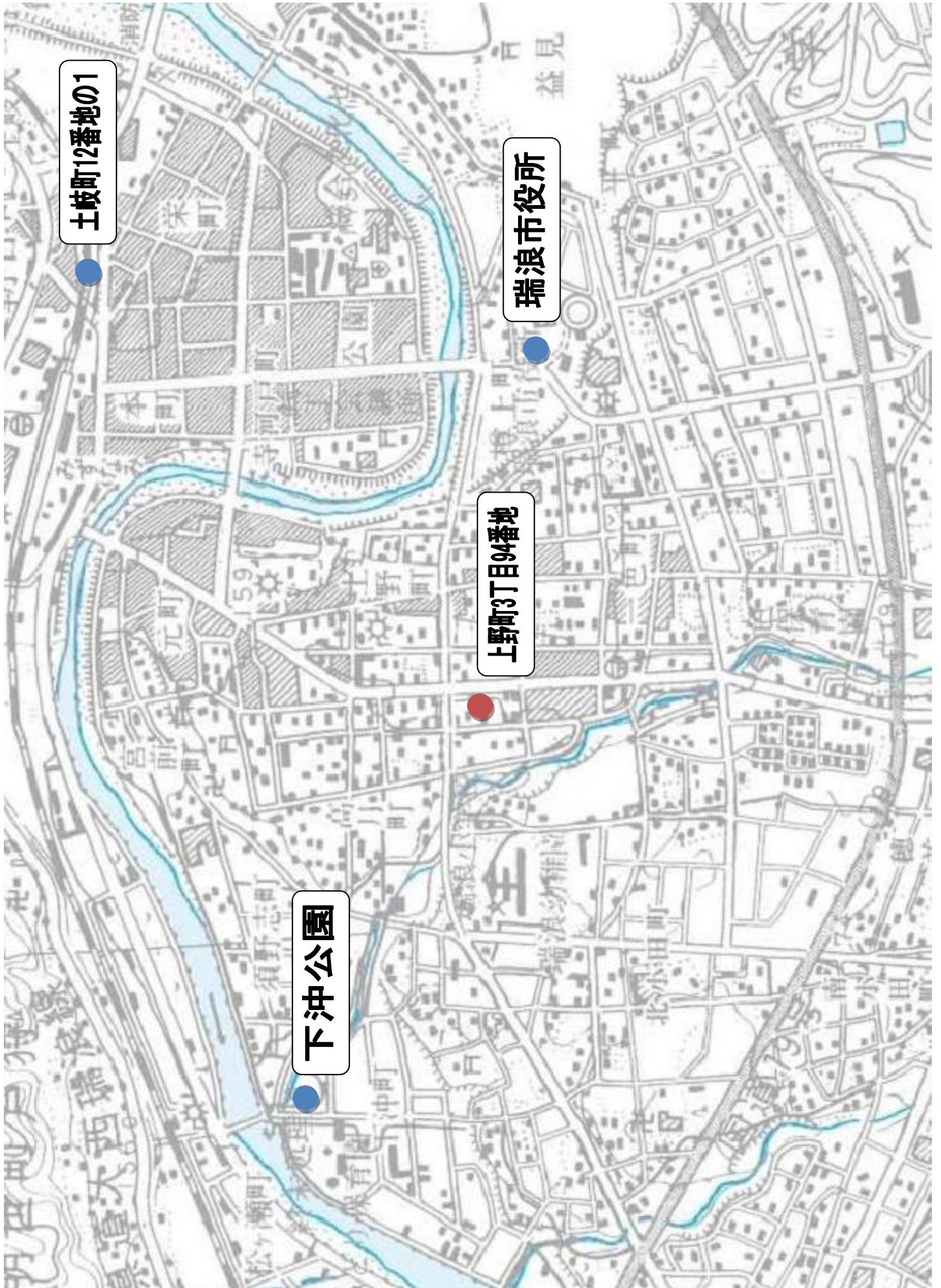
※ 車道端から 64m 地点

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

③ 24 時間測定結果(平成 28 年 10 月 20 日～10 月 21 日)

測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)
6～7	62.7	12～13	65.2	18～19	64.0	24～1	54.3
7～8	65.3	13～14	62.0	19～20	64.4	1～2	52.5
8～9	64.2	14～15	62.3	20～21	62.0	2～3	50.8
9～10	63.4	15～16	63.4	21～22	61.1	3～4	45.4
10～11	63.5	16～17	63.4	22～23	58.3	4～5	51.7
11～12	63.1	17～18	64.7	23～24	52.5	5～6	55.9





土岐町12番地の1

瑞浪市役所

上野町3丁目94番地

下沖公園

#### 4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況

騒音・振動に係る特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料13, 14）を言います。また、岐阜県では岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています（資料15）。規制区域内において、これらの特定施設を設置する工場又は事業場は、本市への届出が必要です。

平成28年度末までに、本市に設置されている騒音・振動に係る特定施設を設置している工場等の実数は、以下のとおりです。

表17. 騒音規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	7
2. 空気圧縮機	43
3. 土石用破砕機	86
4. 織機	0
5. 建設用資材製造機械	7
6. 穀物用製粉機	0
7. 木材加工機械	12
8. 抄紙機	0
9. 印刷機械	12
10. 合成樹脂用射出成型機	0
11. 鋳造型機	0
合計	167

表18. 振動規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	5
2. 圧縮機	28
3. 土石用破砕機等	60
4. 織機	0
5. コンクリート・ブロック・マシン	5
6. 木材加工機械	1
7. 印刷機械	4
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成型機	0
10. 鋳造型機	0
合計	103

表19. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械研磨機	1
2. 空気圧縮機及び送風機	9
3. 窯業焼成炉用バーナー	34
4. 繊維機械 撚糸機	0
5. 紙工機械	1
6. 合成樹脂用粉碎機	3
7. 高速切断機	3
8. 走行クレーン	7
9. クーリングタワー	14
10. 冷凍機	12
11. タイル成型用プレス	0
合計	84

## 5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音・振動に係る特定建設作業とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を生ずる作業であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料16, 17）を言います。規制区域内において、これらの特定建設作業を行う事業者は、本市への届出が必要です。

平成28年度中に本市で行われた特定建設作業は、以下のとおりです。

表20. 騒音規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0
3. 削岩機を使用する作業	7
4. 空気圧縮機を使用する作業	3
5. コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	8
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	0
合計	19

表21. 振動規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	2
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	10
合計	12



## 第6章 悪臭

### 1. 悪臭問題

悪臭とは、「人に不快感・嫌悪感を与えるもので、生活環境を損なう恐れのある臭い」と定義され、その成分は数十万種類に上ります。

悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など22種類の物質について基準値を設定して規制しています。しかし、各物質の濃度が基準値内であっても、それらが混ざった複合臭が問題になることもあります。また、臭いは、人によって感じ方に違いがあるため、規制をすることが非常に難しい問題です。

### 2. 瑞浪市の状況

本市において寄せられる悪臭苦情は、野焼き等に関する生活苦情と、製造業や畜産事業所等の臭気に関する苦情の2種類に大別されます。

野焼きに関する苦情には、法律で禁止されていない農業に関わる野焼きもあり、生活習慣の違いが根底にあるものと思われます。都市化に伴い、地域のつながりが薄れつつありますが、お互いへの配慮と地域でのコミュニケーションが大切になってきます。

製造業や畜産事業所等からの臭気について、要望があれば、環境課で特定悪臭物質の濃度測定を行うことが可能です。畜産事業所の臭気対策については、岐阜県等や本市家畜診療所の協力を得て、以下の点について一層の対策を講じるように指導しています。

- ① ふん尿の排出・運搬時の適正な処置、ふん尿の処理・堆肥化に係る脱臭設備等の改善。
- ② 事業所内の清掃及び周辺環境美化の推進。

## 第7章 廃棄物処理

### 1. 廃棄物処理問題

日本の廃棄物排出量は、大量生産・大量消費が進んだ高度経済成長期を通して、生活様式の多様化とともに大幅に増加しました。その伸びは、オイルショックで一時的に減少したものの、バブル期に再び増加に転じ、現在に至っています。政府は、廃棄物排出量の増加を食い止め、循環型社会を形成するための各種廃棄物対策関連法を制定し、廃棄物排出量の削減・リサイクルを推進しています。

### 2. 瑞浪市の状況

本市では、ごみ減量とリサイクル推進のため、ごみの出し方出前講座、マイバッグ使用の推奨、ごみ処理施設の見学会、生ごみ堆肥化装置等購入補助金、集団資源回収奨励金など、様々な対策を行いました。

平成28年度のごみ処理総量は14,757tで、前年度比で1.6%減少しました。家庭からの一人一日当りのごみ排出量は703gで、前年度より4g減少しました。一般廃棄物における事業系並びに家庭からのごみが、減少する結果となりました。

### 瑞浪市の家庭ごみ処理量

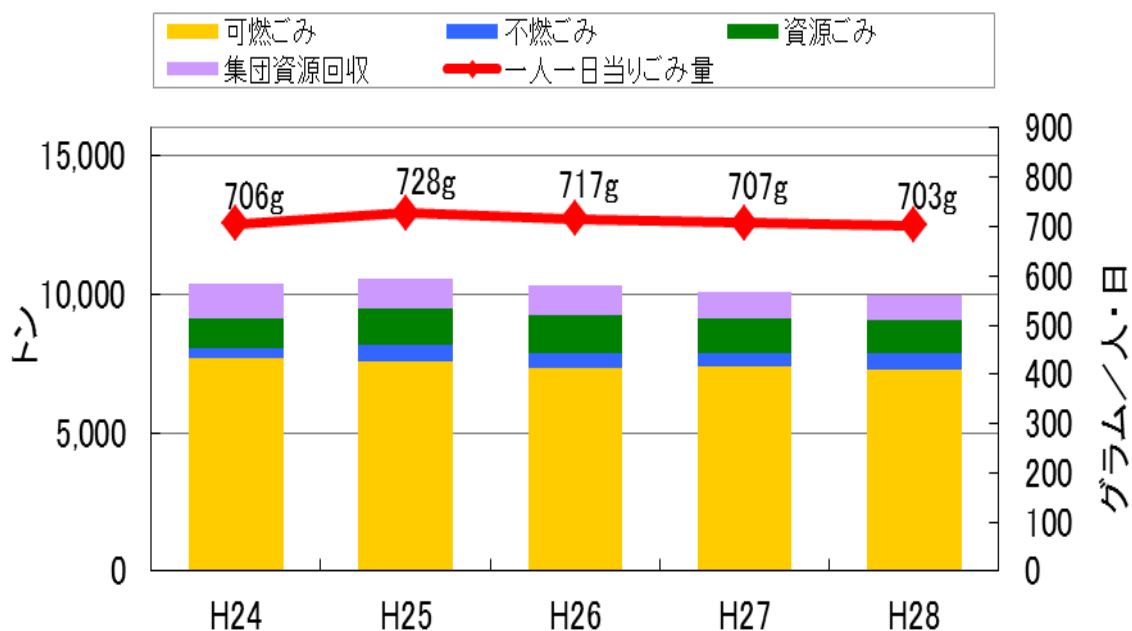


表 2.2. 可燃ごみ・不燃ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目		年度	H24	H25	H26	H27	H28
可燃ごみ処理	直営収集		7,382	7,241	7,012	7,044	6,897
	許可業者		3,075	3,124	2,987	2,879	2,769
	事業持込		529	407	435	372	386
	個人持込		320	331	296	372	391
	汚泥		49	51	44	52	56
	小計		11,355	11,154	10,774	10,719	10,499
不燃ごみ処理	直営収集		548	554	507	514	458
	許可業者		15	15	17	17	19
	事業持込		892	590	642	518	803
	個人持込		89	106	105	126	131
	焼却灰・スラグ		1,110	1,083	990	1,075	965
	金属等持出		-273	-165	-47	-205	-191
	小計		2,381	2,183	2,214	2,045	2,185
合計			13,736	13,337	12,988	12,764	12,684

直営収集・・・市の地区収集量

許可業者・・・一般廃棄物収集運搬許可業者による搬入量

事業持込・・・事業者の持込量

個人持込・・・個人の持込量

汚泥・・・浄化センターからの下水処理汚泥搬入量

焼却灰・・・クリーンセンターからの溶融飛灰持込量

金属等持出・・・不燃物最終処分場から業者への金属引渡り量

表 2.3. 資源ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目		年度	H24	H25	H26	H27	H28
かん類	スチール		20	31	26	25	18
	アルミ		31	54	42	49	40
	小計		51	85	68	74	58
びん類	カレット白		108	115	117	113	95
	カレット茶		105	99	106	94	79
	カレット雑		49	59	47	39	25
	リターナブル 本/t		27,034/25	21,100/19	26,486/23	22,446/20	24,512/22
	小計		287	291	293	266	221
その他	ペットボトル		75	82	82	75	75
	紙パック		2	3	3	3	3
	古着		35	46	44	49	51
	トレイ		1	10	1	7	6
	廃食油 ℓ/t		7,490/7	7,800/8	8,000/9	7,350/7	8,300/8
	古紙・ダンボール		409	591	522	565	583
	金属		208	225	245	216	201
	スラグ		0	0	0	0	0
	小計		737	964	906	922	927
合計			1,131	1,075	1,267	1,262	1,206

表 2 4. 集団資源回収量の推移

(単位:t)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
紙 類		1,104	981	978	896	791
布 類		92	78	77	71	64
アルミ缶		6	5	5	4	4
牛乳パック		7	6	6	5	5
リターナブルビン 本/t		7,594/6	5,033/4	5,601/4	4,530/4	3,423/3
合 計		1,215	1,073	1,070	980	867

表 2 5. ごみ処理量とリサイクル率の推移

① 総処理量

(単位:t)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
焼 却		11,355	11,154	10,774	10,719	10,499
埋 立		2,381	2,183	2,214	2,045	2,185
資源化		1,075	1,341	1,267	1,262	1,206
集団資源回収		1,215	1,073	1,070	980	867
合 計		16,026	15,751	15,325	14,991	14,757

② 一般廃棄物の処理量

(単位:t)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
焼 却		10,777	10,696	10,295	10,295	10,057
埋 立		379	587	582	452	417
資源化		1,075	1,341	1,267	1,262	1,206
集団資源回収		1,215	1,073	1,070	980	867
合 計		13,446	13,697	13,312	12,974	12,974

※<sup>1</sup>リサイクル率

	17.0%	17.6%	17.7%	17.2%	16.3%
--	-------	-------	-------	-------	-------

※ 1. リサイクル率：資源化と集団資源回収の全体における割合

③ 家庭からのごみの処理量

(単位:t)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
焼 却		7,702	7,572	7,308	7,416	7,288
埋 立		364	574	589	452	417
資源化		1,075	1,341	1,267	1,262	1,206
集団資源回収		1,215	1,073	1,070	980	867
合 計		10,356	10,560	10,308	10,095	9,778

一人一日当りごみ量

	706g	728g	717g	707g	703g
--	------	------	------	------	------

※<sup>2</sup>リサイクル率

	22.1%	22.9%	23.3%	22.2%	21.2%
--	-------	-------	-------	-------	-------

※ 2. リサイクル率：資源化と集団資源回収の全体における割合

### 3. 資源集団回収事業に対する奨励金交付状況

本市では、PTA等で実施している集団資源回収を促進するため、古紙・段ボール・紙パックの紙類に対して4.5円/kgの奨励金を交付しています。

表26. 集団資源回収量と奨励金交付額

年度	紙類回収量(t)	奨励金交付額(万円)	奨励金
H17	1,561	703	4.5円/kg
H18	1,482	667	
H19	1,477	665	
H20	1,463	658	
H21	1,355	609	
H22	1,316	592	
H23	1,207	543	
H24	1,111	497	
H25	987	441	
H26	984	440	
H27	901	406	
H28	796	358	

### 4. 生ごみ堆肥化装置に対する補助金交付状況

生ごみは、水分を多く含むため、焼却施設におけるエネルギー消費量を増加させてしまいます。本市では、コンポスト・電気式生ごみ処理機の購入に対する補助を行い、生ごみの堆肥化を促進しました。

表27. コンポスト・電気式生ごみ処理機の購入補助件数

(単位:円/基)

対象機器 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28
コンポスト	30,400/9	43,400/12	20,000/6	23,000/8	33,900/11
電気式生ごみ処理機	100,000/5	160,000/8	280,000/14	220,000/11	315,000/16
合計	130,400/14	203,400/20	300,000/20	243,000/19	348,900/27

※ コンポスト購入補助(平成3年度～) : 購入額の1/2を補助(限度額:5,000円)

※ 電気式生ごみ処理機購入補助(平成10年度～) : 購入額の1/2を補助(限度額:20,000円)

※ 平成28年度で補助の実施を終了

# 資料

# 大気環境

## 資料 1. 大気汚染に係る環境基準

- ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）
- ・ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成 9 年 2 月 4 日環境省告示第 4 号）
- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成 11 年 12 月 27 日環境省告示第 68 号）

物 質		環 境 基 準（設定年月日等）	人 体 へ の 主 な 影 響
大 気 汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の1日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までの内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8 告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす
	光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	目、のどなどを強く刺激する
有 害 大 気 汚 染 物 質	ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により発がん性が認められる
	トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4 告示)	高濃度の曝露により神経系への影響が認められる
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20 告示)	
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27 告示)	慢性毒性として発ガン性などが認められる	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※ 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm 以下のものをいう。

## 水環境

### 資料 2. 人の健康の保護に関する環境基準〈河川・湖沼〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/l以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
3	鉛	0.01mg/l以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
4	六価クロム	0.05mg/l以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
5	砒素	0.01mg/l以下	19	チウラム	0.006mg/l以下
6	総水銀	0.0005mg/l以下	20	シマジン	0.003mg/l以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
8	PCB	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01mg/l以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	23	セレン	0.01mg/l以下
10	四塩化炭素	0.002mg/l以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	25	ふっ素	0.8 mg/l以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	26	ほう素	1mg/l以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下			

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

### 資料 3. 生活環境の保全に関する環境基準 〈河川〉

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—



#### 資料 4. 生活環境の保全に関する環境基準 <湖沼>

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5~8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5~8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5~8.5	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0~8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

#### 資料 5. 河川の水質と生物の関係

水 質	すんでいる魚
きれい	イワナ、ヤマメ、サワガニ、カワゲラ、トビゲラ
ややきれい	アユ、オイカワ、シジミ、カゲロウ、カワニナ
やや汚れている	コイ、フナ、タニシ、ヒル、トンボ
汚れている	アメリカザリガニ、イトミミズ、モノアラガイ

岐阜県の「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、1日当たりの平均的な排水の量が 50 m<sup>3</sup>以上の工場や事業場の排水については BOD、SS などの数値について基準が設けられています。

※一部の工場や事業場によっては排水量が 50 m<sup>3</sup>未満であっても適用を受けるものもあります。

※業種等によって基準値が変わるため、基準値の表は省略しています。

# 土壤環境

## 資料 6. 土壤汚染に係る環境基準

・土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境省告示第 46 号）

項 目		環 境 基 準 値
1	カドミウム	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	検液 1l につき 0.01 mg 以下
5	六価クロム	検液 1l につき 0.05 mg 以下
6	砒素	検液 1l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）については、土壤 1kg につき 15 mg 未満
7	総水銀	検液 1l につき 0.0005 mg 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	PCB	検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壤 1kg につき 125 mg 未満
11	ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02 mg 以下
12	四塩化炭素	検液 1l につき 0.002 mg 以下
13	クロロエチレン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004 mg 以下
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04 mg 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1 mg 以下
18	1,1,2 トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006 mg 以下
19	トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03 mg 以下
20	テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002 mg 以下
22	チウラム	検液 1l につき 0.006 mg 以下
23	シマジン	検液 1l につき 0.003 mg 以下
24	チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02 mg 以下
25	ベンゼン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
26	セレン	検液 1l につき 0.01 mg 以下
27	ふっ素	検液 1l につき 0.8 mg 以下
28	ほう素	検液 1l につき 1 mg 以下
29	1,4-ジオキサン	検液 1l につき 0.05 mg 以下

## ダイオキシン類

### 資料 7. ダイオキシン類排出基準<大気>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> )	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> )
焼 結 炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

### 資料 8. ダイオキシン類排出基準<水質>

・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号）

特 定 施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/l)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設</li> <li>・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設</li> <li>・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設</li> <li>・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</li> <li>・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設</li> <li>・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設</li> <li>・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> </ul>	10

<ul style="list-style-type: none"> <li>・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m<sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設</li> <li>・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設</li> <li>・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設</li> <li>・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>	10
--	----

## 騒音・振動

資料 9. 都市計画用途地域と騒音の規制区域（地域類型）

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	A
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域		B
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	第3種区域		第2種区域
準住居地域			
近隣商業地域	第4種区域		
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			

資料 10. 騒音の環境基準

・騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境省告示第64号）  
（単位：dB）

区 域	昼間(6～22時)	夜間(22～翌6時)
AA（療養施設等が設置されている地域）	50 以下	40 以下
A	55 以下	45 以下
B		
C	60 以下	50 以下
A区域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B区域のうち2車線以上の道路に面する地域	65 以下	60 以下
C区域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線道路に近接する空間	70 以下	65 以下

※ 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

## 資料 1 1. 特定工場等に係る規制基準

### <騒音>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）  
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	朝 夕（6～8 時, 19～23 時）	夜 間（23～翌 6 時）
第 1 種 区 域	50	45	40
第 2 種 区 域	60	50	45
第 3 種 区 域	65	60	50
第 4 種 区 域	70	65	60

### <振動>

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）  
（単位：dB）

区 域	昼 間（8～19 時）	夜 間（19～翌 8 時）
第 1 種 区 域	60	55
第 2 種 区 域	65	60

## 資料 1 2. 特定建設作業に係る規制基準

### <騒音>

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）

	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	85dB	〃
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日 当 り の 作 業 時 間	10 時間／日を超えないこと	14 時間／日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	〃
作 業 日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

## <振動>

・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月10日総理府令第58号）

	第1号区域	第2号区域
基準値	75dB	〃
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと	午後10時～午前6時の時間内でないこと
1日当りの作業時間	10時間／日を超えないこと	14時間／日を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	〃
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	〃

※ 第1号区域とは、騒音規制法に係る第1種区域～第3種区域、および第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80mの区域。

※ 第2号区域とは、第1号区域以外の規制区域。

※ 基準値は特定建設作業場所の敷地境界線での値。

## 資料13. 騒音に係る特定施設

・騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号）

特定施設の種別	規模
1. 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	砥石(といし)を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4. 織機	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。

7. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機		
11. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

#### 資料 14. 振動に係る特定施設

・振動規制法施行令（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

特定施設の種 類		規 模
1. 金属加工機械		
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2. 圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7. 印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。
9. 合成樹脂用射出成形機		
10. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。



資料 15. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設

・岐阜県公害防止条例施行規則（昭和 43 年 12 月 24 日規則第 129 号）

特定施設の種類		規模
1	金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の 1 時間当たり 50l 以上であること。
4	繊維機械 撚糸機	原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械(コルゲートングマシンに限る。)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6	合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 16. 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法施行令（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 Kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業

7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

資料17. 振動に係る特定建設作業

・振動規制法施行令(昭和51年10月22日政令第280号)

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんげんを除く)、くい抜機、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

悪臭

資料18. 特定悪臭物質の規制基準

・岐阜県公害防止条例施行規則(昭和43年12月24日規則第129号)

特定悪臭物質の種類			特定悪臭物質の種類		
		基準値(ppm)			基準値(ppm)
1	アンモニア	1	12	イソバレラルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.002
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

# 廃棄物

資料 19. 瑞浪市の廃棄物処理手数料

ごみの種類			価格	一枚当りの価格	
一般廃棄物	生活系	可燃ごみ	指定袋(大)20枚入	740 円	37 円
			指定袋(小)20枚入	450 円	22.5 円
			持込	250 円/50kg	—
		不燃ごみ	指定袋(大)20枚入	860 円	43 円
			指定袋(小)10枚入	258 円	25.8 円
			シール10枚入	860 円	86 円
	持込		160 円/50kg	—	
	粗大ごみ戸別収集・運搬 <sup>※1</sup>			2,000 円/350kg	—
	事業系	可燃ごみ持込	440 円/50kg	—	
		不燃ごみ持込	280 円/50kg	—	
※2 産業廃棄物	可燃ごみ持込	500 円/50kg	—		
	不燃ごみ持込	320 円/50kg	—		

※1 65歳以上の高齢者のみの世帯に限る。

※2 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に規定する承認を受けたものに限る。

資料 20. 有害ごみの種類

有害ごみの種類	有害ごみの出し方	
乾電池 (充電式電池・ボタン型電池を除く)	・拠点回収(各コミュニティセンター、文化センター)	
蛍光管		直管型
		環管型(サークル型)

資料 21. 小型家電リサイクル

	対象品	ごみの出し方
小型家電 (対象品は右記)	デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯映像プレーヤー、電子辞書・電子手帳、外付け内蔵 HDD、ゲーム機及び付属品、桌上計算機、DVD プレーヤー・レコーダー、ワープロ、HDD レコーダー、ビデオデッキ、カーナビ、車用 DVD	・拠点回収(市役所、各コミュニティセンター、文化センター、クリーンセンター)

資料 2.2. 資源ごみの種類

資源ごみの種類		資源ごみの出し方	
びん類	リターナブルびん	一升びん(茶・緑)	・資源ごみ集積所
		ビールびん(633ml)	・集団資源回収
		手付きウイスキーびん	・クリーンセンターへ持込
	使い捨て (ワンウェイびん)	無色透明	・資源ごみ集積所
		茶色	・クリーンセンターへ持込
		その他	
金属	アルミ缶	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収(アルミ缶のみ) ・クリーンセンターへ持込	
	スチール缶		
	缶詰の缶とフタ		
	お菓子の缶		
	芯式の石油ストーブ	・資源ごみ集積所	
	自転車(子ども用プラスチックホイール自転車を除く)	・不燃物最終処分場へ持込	
プラスチック類	ペットボトル	・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込	
	白色発泡トレイ	・資源ごみ集積所 ・拠点回収(市内 14ヶ所) ・不燃物最終処分場、クリーンセンターへ持込	
紙類	新聞紙・折込ちらし	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込 (※ 飲料用紙パック:拠点回収(市内 12ヶ所))	
	雑誌類		
	段ボール		
	箱類		
	飲料用紙パック(500ml、1ℓ)		
布類	布・古着	・資源ごみ集積所 ・集団資源回収 ・クリーンセンターへ持込	
廃食用油	使用済てんぷら油など	・資源ごみ集積所 ・クリーンセンターへ持込	

# 単位

## 資料 23. 単位とその意味

単 位	意 味
ppm (ピー・ピー・エム)	100万分の1。
ppb (ピー・ピー・ビー)	10億分の1。
$\mu\text{m}$ (マイクロ・メートル)	100万分の1メートル。
$\mu\text{g}$ (マイクロ・グラム)	100万分の1グラム。
ng (ナノ・グラム)	10億分の1グラム。
pg (ピコ・グラム)	1兆分の1グラム。
MPN/100ml (エム・ピー・エヌ・パー・100ミリ・リットル)	MPN=最確数、most possible numberの略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水100ml中の大腸菌群数。
TEQ (ティー・イー・キュー)	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
Nm <sup>3</sup> (ノルマル立方メートル)	0°C、1気圧の状態に換算した気体の体積。
dB (デシベル)	音圧レベルのことをいい、基準音圧 (耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧) に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。